

告 示

埼玉県告示第九百六十二号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号ロ(2)中「根小屋橋」を「根古屋橋」に改め、同号ロ⁽³⁸⁾及び⁽³⁹⁾を次のように改める。

⁽³⁸⁾ 深谷市道幹百五十八号線のうち、深谷市本郷字慈眼谷三千二十二番一地从り同市地内本郷橋までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域（都市計画法第三十四条第十一号の規定により深谷市が条例で指定する土地の区域を除く。）

⁽³⁹⁾ 寄居町道百一号线のうち、大里郡寄居町大字用土字平五千七百九十七番七地先から同町大字用土字下平五千九百十五番三地先までの区間及び寄居町道A〇四七号線の全区間並びにこれらの区間の路端から両側五十メートル以内の区域（詳細は、別図のとおり。）

第三号の次に次の別図を加える。

別図

関越自動車道 寄居 PA スマートインターチェンジ周辺
禁止地域図

